

特 集 琵琶湖水源域朽木トチノキ林の危機と保全

トチノキの伐採を止めた関係者の奮闘と行政の役割

滋賀県自然環境保全課 今 城 克 啓

People's effort to stop logging of horse chestnut and the role of local government.
Katsunobu Imaki (Shiga Prefecture Department of Lake Biwa and the Environment Natural Environment Conservation Division)

伐採の始まりから進行

琵琶湖の北西にある高島市旧朽木村では、トチノキの巨木が全域にわたって自生していることが以前から知られていた。それらはほとんどが搬出困難な場所にあったため、大規模な伐採問題が起ることは、行政も地元も専門家も全く想定していなかった。

ところが、平成20年の秋にトチノキの相当な巨木数本が伐採され、ヘリで搬出されたという情報が突然県に入った。この時点では、まさかこの伐採が朽木地域のトチノキ巨木群全体に拡大するとは予想していなかった。

しかしこの時すでに、地元の林業家の栗本慶一氏は危機感を抱き、県の森林税を使った事業を検討する委員会で広葉樹の巨木を保全する事業の提案をされたが、伐採問題はまだ社会化しておらず、提案は採用されなかったという経緯がある。

そして、ついに平成21年度の秋から本格的な伐採が始まり、12月には朽木最大級の規模を誇るトチノキ巨木林「トチモチ谷」が伐採され消失した。この時から、伐採問題について一部の地元の方への聞き取りを始めたが、保全への声は大きくなり状況であった。しかも、伐採業者による伐採届けの未提出などによって、伐採状況の把握は困

難を極めた。情報収集がままならない中、伐採本数はどんどんふくらんでいった。

そのような状況の中で、偶然ある自然保護団体が、間伐のボランティア活動をするために朽木を訪れた。そこで巨木の伐採問題を耳にして、急遽巨木現地調査のボランティア活動に変更し、ようやく現地情報が機動的に集まり始めた。

平成22年7月には、その現地調査活動の中心となった当時大津市議の小松明美氏によるブログの中で、「サケビ谷に聞こえるトチノキの叫び」とのタイトルで、巨木の伐採問題が初めて世の中に出ることになった。

また、この時期になると、複数の地元の住民からも、伐採や買い付けの具体的な情報が寄せられるようになってきた。この結果、巨木の伐採状況や、買い付けの急速な進行状況について、ようやく全体像が浮かび上がり、巨木の伐採本数はすでに50本を超えていること、このまま放置すれば、ここ2～3年で朽木地域のトチノキ巨木の大半が消失することなどが明らかになってきた。

保全活動の盛り上がりと伐採の停止

一番情報が集まる行政の立場にしながら、法的に何もできない中で、朽木の植生に最も精通して

いる青木繁氏に相談し、まずは、みんなに現地で巨木について知ってもらうための観察会を民間レベルで実施することになり、観察会の指導を全面的に引き受けていただくことになった。こうして、ようやく具体的な保全活動の第一歩が始まったが、この直後に状況が一気に改善に向かうとは、この時は全く想定していなかった。

10月9日に開かれた観察会には、生憎、雨天のため参加者は少なかったが、マスコミの方は多数参加し、世間の関心の高さを伺わせた。伐採問題が新聞記事になったのも、この観察会が初めてであった。

観察会終了後、情報が寄せられていた新たな伐採現場を見に行くことになり、そこで根周りの土が掘られ明日にも伐採されそうな状態で、幹周り7.2mのトチノキが発見された。その場で青木繁氏によって、現時点では県内最大のトチノキ（以後能家の大トチと称する）であること、さらに伐採作業中のこの森は西日本でも最大級のトチノキ・カツラの溪畔林であることが確認された（図1）。

「伐採寸前の県内最大のトチノキ発見」という非常事態に直面し、関係者の懸命の努力がいっせいに始まった。発見翌日、青木繁氏と元県議の清水克実氏は、能家の大トチの所有者の親戚である伴正男氏と面談、伐採中止に同意を求めた。伴氏は即座に同意するとともに、伐採業者への直接交渉まで引き受けていただけた。その翌日、伴氏は非常に困難な交渉に成功し、伐採作業中の巨木林について、これ以上伐採しない旨文書で伐採業者に確約させることができた。このようにして、能家の大トチの消失の危機はひとまず回避された。

また、トチノキの研究をしてきた金子有子氏は、全国の専門家に働きかけて、トチノキ巨木保全を求める県への要望書と署名をまとめ上げた。要望書は、10月15日に伴正男氏や河野昭一京大名誉教



図1. 伐採寸前の県内最大のトチノキ発見。

授を始めとする5名から滋賀県知事に直接手渡され、県知事はその場で「保全に向けて県としても努力する」と明言された。

さらに、「伐採寸前の県内最大のトチノキ発見」や「地元住民を中心とした要望団による県知事への巨木保全の要望書提出」はマスコミ各社にも大きく取り上げられ、保全に向けての世論構築に大きな効果をもたらした。

行政ではできなかった保全運動を本格的にスタートするにあたって、地元主体の保全団体を立ち上げることが決定し、青木繁氏が会長となって先頭に立っていただくことになった。

このように保全の気運が盛り上がり、能家の大トチはひとまず保全されたものの、買い付けされて伐採直前のトチノキ巨木が32本もあり、緊急事態であることには何ら変わりはない状況であった。

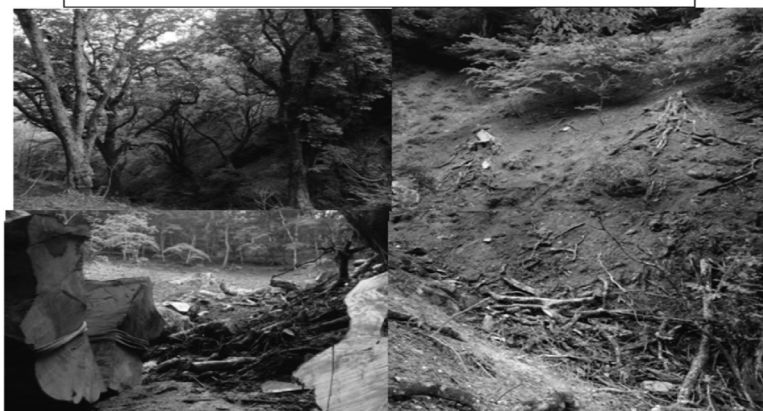
このため間髪を入れず、保全活動の中心メンバーによって集落座談会を開催し、地元にとチノキ巨木の重要性を訴えて、会への参加を働きかけた。岩坪五郎京都大学名誉教授も座談会に駆けつけていただいた。座談会では予想以上に保全につ

全国に誇れる北川源流のトチノキ巨木を残しましょう

雲洞谷地区のトチノキの巨木は全国に誇れる貴重なものです。トチノキの巨木を子
供や孫の世代に引き継ぐために、現在入られている伐採業者には売却しないように、
地域の皆さまのご協力をお願いいたします。

伐採はどんなやり方で行われるの？

- ◆ 大きくて元気なトチノキばかり伐採されます。
- ◆ 伐採された跡は裸地になり、植生は回復しません。
- ◆ 谷は、伐採された幹や枝で埋まり、荒れた状態になります。



※すでに売却された方へ大事なお知らせです。

雲洞谷・能家・針畑の住民の方 12 名を中心に構成される「巨木を育む豊かな森と山里を作る会」
が、行政経験者、専門家、林業関係者を含めて 23 名で立ち上がりました。

**当会の伐採対策チームが、売却解除の集団交渉をします。伐採業者への返金が難しい場合は、伐
採対策チームが、協力団体の資金を活用して返金をさせていただきます。**

このまま伐採が続くと、雲洞谷地区の優良なトチノキ巨木のうち、なんと 70% が消えてしま
います。伐採まで時間がありません。売却解除へのご協力をお願いいたします。

図 2. 集落全戸に配布したチラシ。

いての理解が得られ、会員も集まり、10月31日には「巨木と水源の郷をまもる会」が設立されるに至った。

緊急性のある契約解除については、清水氏は買い付けの対象となった森林所有者の自宅を一軒一軒訪問し、解除に向けて働きかけた。地元会員の協力を得て、トチノキを売却しないように呼びかけるチラシの集落全戸配布も行った（図 2）。

その結果、11月上旬には買い付け対象となった所有者全員から契約解除の意思表示を得ることができた。それを受けて、清水氏は自ら森林所有者の代理人となって、伐採業者に解約解除通告を行っ

た。

これらの活動によって、ついに、トチノキ巨木の買い付けが進められている 2 集落では、これ以上トチノキ巨木を売らないという方針が打ち出されることになった。

伐採業者との係争

契約解除に対して、伐採業者が森林所有者に抗議や異議を申し立てる文書が届いたこと、伐採業者との直接交渉が不調に終わったことからこれ以上の素人交渉では法的対処が困難であると判断、

吉原稔法律事務所の石田達也弁護士にお世話になることになった。翌平成23年2月に長浜簡裁に調停を申し立てたが、伐採業者が法外な賠償金を請求したり、無断で退廷するなど調停は不調に終わり、伐採時期である8月からの伐採再開の危険が高まっていた。

このような状況の中で、吉原稔法律事務所は伐採禁止を求める仮処分申請を大津地裁に申し立て、伐採禁止の仮処分が認められた。

一安心するのも束の間、10月には伐採業者が、立木の所有権を争う裁判を起こした。裁判は現在も係争中であり、和解も視野に入れ、あすなる法律事務所の室谷弁護士も応援に駆けつけてくださり、担当の石田達也弁護士には寝食を削って対応していただいている状況である。

行政の動きについて

伐採問題の進行中は、行政が巨木伐採問題に取り組む糸口はなかなか見えなかった。また、トチノキ巨木保全を求める県への要望書の中で、「琵琶湖森林づくり税の有効活用などによって、トチノキの巨木の売却を防ぐための緊急措置を直ちに実行していただくこと」とあったが、巨木の保全に森林税を使うことについては、当然県庁内で様々

な意見が存在した。

しかし、知事が「保全に向けて県として努力する」と意思表示したことによって、行政が巨木保全にかかわることについて、にわかに現実味を帯び、自然環境保全課と森林政策課との協働によって、森林税の活用方法について具体的な検討が進められた。そして、森林税を活用した新規事業「巨樹・巨木の森整備事業」が平成23年3月の県議会でようやく予算成立した。

今回の伐採業者による伐採の進行は止まっているものの、市場価値の上昇によりトチノキ巨木の伐採圧は今までになく高まっており、伐採問題自体は依然として治まっていない。

このような状況の中で、上記の整備事業は行政が巨木1本ごとに保全協力金を支払い、伐採圧に対抗しようとする画期的な事業内容となっている。この事業により、平成23年度は朽木で49本の巨木保全協定を締結することができた(図3)。平成24年度以降は、朽木だけでなく長浜市など県全域に拡大していく計画となっている。

伐採問題の原因と行政の役割について

伐採の直接の原因は市場の要求であり、地域外からの伐採圧は、今後ますます高まることが予想される。

一方、他地域にはあてはまらないかもしれないが、今回は所有者が積極的に売った例はほとんどない。聞き取りによると、「どうしても売ってくれと頼まれたから」というのが本当の気持ちであることがわかってきた。また、「県が貴重なものだから売ると言ってくれたら売らなかった」という意見が意外に多いことに驚いた。このように、朽木地域では所有者側には売却についての強い意志は存在しないため、地域内部からの伐採圧は高くないと思われる。



図3. 保全協定を締結した巨木の看板。

このため、現在県では前述のとおり「巨樹・巨木の森整備事業」を実施し、地域外からの伐採圧に対抗する施策を講じているが、永続的に保全活用される仕組みはまだできていない。このような仕組みをつくるにあたって行政の役割を果たすためには巨木の価値をどのように位置づけ、どのように保全していくかについて議論を深め、今までにない施策をさらに打ち出していくチャンスであ

ると考えている。

最後に、本巨木保全運動に関しては、法曹関係者、環境保護団体、学者や学生、行政関係者さらには市井の人々を始め、様々なジャンルの人が立場を超えて取り組んだことにその特徴がある。これらの詳細については、一連の係争事案が終結した後、別稿の機会に譲りたい。

